

審決

無効 2014-800104

東京都新宿区西新宿 6-24-1 西新宿三井ビル 18 階
請求人 特許業務法人 レクスト国際特許事務所

東京都新宿区西新宿 6-24-1 西新宿三井ビルディング 18 階
代理人弁護士 長谷川 靖

東京都新宿区西新宿 6-24-1 西新宿三井ビルディング 18 階 いろは特許
事務所
代理人弁理士 吉田 雅比呂

富山県富山市経力 163 番地
被請求人 協和薬品 株式会社

富山県富山市神通本町 1 丁目 3 番 16 号
代理人弁理士 廣澤 勲

上記当事者間の特許第 5449730 号発明「更年期障害改善剤及び栄養補助食品」の特許無効審判事件について、次のとおり審決する。

結 論

請求のとおりに訂正を認める。

特許第 5449730 号の請求項 1 及び 2 に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

理 由

第 1 手続の経緯

本件特許第 5449730 号は、平成 20 年 9 月 29 日に、平成 23 年改正前特許法第 30 条第 1 項の規定の適用を受けようとする旨を記載して出願され、その後、同年 6 月 11 日の電気通信回線を通じた発表 (<http://www.pla-ocean.com/>、及び、<http://www.pla-ocean.com/about/index.html>) について記載した「発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書」を提出し、平成 26 年 1 月 10 日に特許権の設定登録がされたものである。

請求人は、平成 26 年 6 月 18 日付けで本件特許の請求項 1 及び 2 に係る発明について特許無効審判請求を行い、被請求人は、同年 9 月 5 日付けで答弁書を提出するとともに、同日付けで訂正請求を行った。その後、同年 12 月 12 日に口頭審理を行ったが、それに先立ち、請求人及び被請求人は、同年 11 月 28 日付けでそれぞれ口頭審理陳述要領書を提出した。

そして、平成 26 年 12 月 25 日付けで審決の予告をしたが、被請求人から訂正の請求はなされなかった。

第 2 訂正請求について

(1) 訂正請求の内容

平成 26 年 9 月 5 日付け訂正請求は、請求の趣旨を「特許第 5449730

0号の明細書、特許請求の範囲を本件請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲のとおり請求項ごとに訂正することを求める」とするものであり、訂正事項は以下のとおりと認められる。

ア. 訂正事項 1

特許請求の範囲の請求項 1に「クエン酸及を含む」とあるのを、「クエン酸及び液糖を含む」に訂正する。

イ. 訂正事項 2

願書に添付した明細書の段落【0010】に記載された「イソフラボン及び高麗人参またはその抽出物の少なくとも一方を含む栄養補助食品」とあるのを、「イソフラボン及び高麗人参またはその抽出物を含むとともに、シャンピニオンエキスとクエン酸及び液糖を含む清涼飲料である栄養補助食品」に訂正する。

(2) 訂正請求の適否

訂正事項 1は、訂正前の請求項 1に記載されていた栄養補助食品を「液糖」を含むものに限定するものであるから、特許請求の範囲の減縮を目的とするものであり、願書に添付した明細書に記載した事項の範囲内においてしたものであって、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものではない。

また、訂正事項 2は、訂正された特許請求の範囲に表現を一致させるべく、明瞭でない記載の釈明を目的とするものであり、願書に添付した明細書に記載した事項の範囲内においてしたものであって、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものではない。

したがって、本件訂正は、特許法第 134 条の 2 第 1 項ただし書の規定及び同条第 9 項で準用する同法第 126 条第 5 項及び第 6 項の規定に適合するので、訂正を認める。

第 3 当事者の主張の概要

1. 請求人の主張の概要

審判請求書及び口頭審理陳述要領書の記載によれば、請求人が主張する無効理由の概要は、次のとおりであり、証拠方法として甲第 1 号証～甲第 20 号証を提出している。

(1) 無効理由 1

本件請求項 2に係る発明は、甲第 1 号証に記載のとおり、本件特許の出願前に電気通信回線を通じて公衆に利用可能になった発明であるから、特許法第 29 条第 1 項第 3 号に該当し、特許を受けることができないものである。

(2) 無効理由 2

本件請求項 1に係る発明は、甲第 1 号証及び甲第 2 号証に記載された発明並びに周知技術に基いて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により、特許を受けることができないものである。

<証拠方法>

甲第 1 号証：インターネット通販サイト「健康若葉」における「プラ オー ション」の商品紹介ページ (<http://www.kenko-wakaba.com/product/MZ-P001.html>)、2008 年 9 月 23 日

甲第 2 号証： 特開 2008-13441 号公報

甲第 3 号証： 特開 2000-262244 号公報

甲第 4 号証： 特開 2007-186483 号公報

甲第5号証： 特開2005-229855号公報

甲第6号証： 特開平9-56368号公報

甲第7号証： 特開平7-267977号公報

甲第8号証： 特開2008-17815号公報

甲第9号証： 特開2007-244325号公報

甲第10号証： 「岩波 理化学辞典 第5版」、株式会社岩波書店、第5版第6刷、2002年10月15日、「600 プロテアーゼ」の項

甲第11号証： 日本化粧品技術者会編、「化粧品事典」、丸善株式会社、第2刷、平成16年9月25日、第468～469頁、「更年期」の項

甲第12号証： 「南山堂 医学大辞典」、株式会社南山堂、第17版第4刷、1992年8月31日、第1480頁、「ニンジン」の項

甲第13号証： 特許第3691497号公報

甲第14号証： ウェブサイト「しわ・たるみケアに外せないポイントは？効果が上がる方法を教えます」の「加水分解コラーゲンとコラーゲンの違い | 肌にハリを出す成分はどっち」のページ (<http://hourei-info.seesaa.net/article/362812122.html>)

甲第15号証： ウェブサイト「Cosmehouse」の「知っておこう！水溶性コラーゲンとコラーゲンについて！」のページ (<http://cosumehouse.com/component/972/>)

甲第16号証： ウェブサイト「VITA-BEAUTE」の「加水分解コラーゲン | ヴィタ・ボーテについて」のページ (<http://www.vita-beaute.co.jp/about/kollagen.html>)

甲第17号証： ウェブサイト「Cosmetic-info.jp」の「加水分解コラーゲン」のページ (<http://cosmetic-info.jp/jcIn/detail.php?id=3104>)

甲第18号証： 「新素材・サケ由来プラセンタ様物質を発表 末端製品、調剤薬局等で販売 協和薬品」、ヘルスライフビジネス、2008年5月1日、第441号、第4面

甲第19号証： 「協和薬品 次代の抗酸化物質でPR 海のプラセンタSOPを発表」、健康産業流通新聞、平成20年5月8日、第700号、第3面

甲第20号証： ウェブサイト「社長の気まぐれブログ」の「2008年05月31日 20:20 プラ・オーシャン説明会」のページ (<http://blog.livedoor.jp/evergreenmfc/archives/2008-05.html>)

2. 被請求人の主張

被請求人は、請求人の主張する無効理由1及び2はいずれも理由がないと主張し、証拠方法として乙第1号証～乙第5号証を提出している。

<証拠方法>

乙第1号証： ヴェルデジャパン株式会社による「プラオーシャン」無断掲載のお詫び

乙第2号証： 協和薬品株式会社からヴェルデジャパン株式会社への納品書
控

乙第3号証： 協和薬品株式会社からヴェルデジャパン株式会社への請求書
控

乙第4号証： 本件特許の出願時の担当者から出願人代理人への電子メール

乙第5号証： 協和薬品株式会社が得意先へ配布した新製品発売のお知らせ

第4 本件発明

本件特許の請求項1及び2に係る発明は、平成26年9月5日付け訂正請求書に添付された訂正特許請求の範囲に記載された、次のとおりのもものと認める。

【請求項1】

鮭の卵巣外皮を蛋白分解酵素で処理して成るペプチドを主成分とし、イソフラボン及び高麗人参またはその抽出物を含むとともに、シャンピニオンエキスとクエン酸及び液糖を含む清涼飲料であることを特徴とする栄養補助食品。

【請求項2】

鮭の卵巣外皮を、蛋白分解酵素で処理して成るペプチドを主成分とし、コラーゲン及びヒアルロン酸を含むとともに、シルク加水分解物、サメ軟骨抽出物、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、及びビタミンCを含むことを特徴とする栄養補助食品。

(以下、請求項1及び2に係る発明を、それぞれ「本件発明1」、「本件発明2」という。)

第5 当審の判断

1. 無効理由1について

(1) 甲第1号証に記載された事項

甲第1号証には、以下の事項が記載されており、これらの事項は、本件出願前の平成20年9月23日に、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となったと認められる(下線は当審で付与した。)

(1-ア)

「「プラオーシャン」は、鮭卵巣外皮加水分解物(サーモン・オバリー・ペプチド SOP)を主成分に、コラーゲン、ヒアルロン酸、5種類のビタミンなどを配合した、美容と健康のサポートドリンクです。」

(1-イ)

「商品名 プラ・オーシャン

メーカー 協和薬品株式会社

名称 清涼飲料水

内容量 50ml×10本

原材料 果糖ブドウ糖液糖、加水分解コラーゲン(魚鱗由来)、ガラクトオリゴ糖液糖、鮭卵巣外皮加水分解物(プラセンタ様物質)、シルク加水分解物、シャンピニオンエキス、サメ軟骨抽出物、ビタミンC、クエン酸、保存料(安息香酸Na)、ヒアルロン酸、リンゴ酸、甘味料(スクラロース)、
ビタミンB1、ビタミンB6、ビタミンB2、ビタミンB12

栄養成分 下記をご覧ください。」

(1-ウ)

「鮭卵巣外皮加水分解物 サーモンオバリーペプチド(SOP)とは?

サーモンオバリーペプチド(SOP)とは、北海道産鮭の卵巣外皮を特許

取得の製法で酵素分解（ペプチド化）し濃縮したものです。」

（１－エ）

「栄養成分

熱量：21kcal、たんぱく質：1.25g、
脂質：0g、炭水化物：4.05g、ナトリウム：12.5mg、
.....

鮭卵巣外皮加水分解物：200mg、コラーゲン：1000mg、ヒアルロン酸：25mg、
シルク加水分解物：40mg、サメ軟骨抽出物：20mg、ガラクトオリゴ糖：500mg」

（２）対比

甲第１号証によれば、

「鮭卵巣外皮加水分解物を主成分とする、果糖ブドウ糖液糖、加水分解コラーゲン（魚鱗由来）、ガラクトオリゴ糖液糖、シルク加水分解物、シャンピニオンエキス、サメ軟骨抽出物、ビタミンC、クエン酸、保存料（安息香酸Na）、ヒアルロン酸、リンゴ酸、甘味料（スクラロース）、ビタミンB1、ビタミンB6、ビタミンB2、ビタミンB12を含む清涼飲料。」
の発明（以下、「引用発明」という。）が本件出願前の平成20年9月23日に、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となったと認められる。

本件発明2と引用発明とを対比する。

引用発明の「清涼飲料」は本件発明2の「栄養補助食品」に相当する。

そうすると、両者は、

「ヒアルロン酸を含むとともに、シルク加水分解物、サメ軟骨抽出物、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、及びビタミンCを含むことを特徴とする栄養補助食品。」
で一致し、以下の点で一応相違する。

<相違点>

相違点1. 主成分が、本件発明2では「鮭の卵巣外皮を、蛋白分解酵素で処理して成るペプチド」であるのに対し、引用発明では「鮭卵巣外皮加水分解物」である点。

相違点2. 本件発明2は「コラーゲン」を含むのに対し、引用発明はコラーゲンではなく「加水分解コラーゲン」を含む点。

相違点3. 引用発明はさらに他の成分を含むのに対し、本件発明2は他の成分について特定されていない点。

（３）相違点についての検討

ア. 相違点1について

上記（１－ウ）には、鮭卵巣外皮加水分解物が、鮭の卵巣外皮を酵素分解（ペプチド化）し濃縮したものであることが記載されているが、甲第10号証に、タンパク質分解酵素は、一般にタンパク質に作用して、そのペプチド結合（-CO-NH-）の分解を促進する加水分解酵素であることが記載されているとおり、タンパク質をタンパク質分解酵素で加水分解することによりペプチドが生成されることは技術常識であるから、引用発明の鮭の卵巣外皮を酵素分解（ペプチド化）した「鮭卵巣外皮加水分解物」は、本件発明2の「鮭の卵巣外皮を、蛋白分解酵素で処理して成るペプチド」に相当する。

したがって、相違点1は、実質的な相違点ではない。

イ. 相違点2について

甲第1号証は、被請求人が製造した製品である「プラ・オーシャン」を紹介したものであるところ、甲第1号証の（１－ア）及び（１－エ）に、引用発明に含まれる「加水分解コラーゲン」を単に「コラーゲン」と表記した記載があるように、被請求人は、「加水分解コラーゲン」と「コラーゲン」を区別することなく表記しているものと認められる。

そうすると、引用発明の「加水分解コラーゲン」は、本件発明2の「コラーゲン」に相当する。

したがって、相違点2は、実質的な相違点ではない。

ウ. 相違点3について

本件発明2は、請求項2に記載の成分を「含むことを特徴とする栄養補助食品」であり、他の成分をさらに含む態様をも包含することは明らかである。

したがって、相違点3も、実質的な相違点ではない。

エ. 被請求人の主張について

被請求人は、甲第1号証に開示された商品を平成20年10月1日から一斉販売するのに向けて、取引先に資料の公表は行わないよう要請して営業していたが（乙第5号証）、これに反して、平成20年9月23日にヴェルデジャパンが、先に甲第1号証を公表してしまったこと（乙第1号証）、及び、被請求人自身のホームページでの公表は、自社商品のPRのための自らの公表であって、取引先の公表を認めるものではないことから、甲第1号証は、被請求人の意に反して公表されたものであり、平成23年改正前特許法第30条第2項の規定により、新規性喪失の証拠にはならないと主張するので、以下検討する。

平成20年5月1日の新聞記事である甲第18号証には、被請求人がサーモンオバリーペプチドSOPを200mg配合したドリンクタイプの新製品「プラ・オーシャン」を平成20年4月より発売したこと、この製品にはビタミン群、コラーゲン、ヒアルロン酸、コンドロイチンを配合していること、及び新製品発表会を行ったことが記載されている。平成20年5月8日の新聞記事である甲第19号証には、同年4月24日に被請求人が、新製品「プラ・オーシャン」の発表会を行い、企業の開発担当者など約150名が参集したことが記載されている。また、甲第20号証の「社長の気まぐれブログ」には、被請求人が同年4月に発売した「プラ・オーシャン」の商品説明会を同年5月31日に開催し、説明会後の特別販売では参加者からの注文が殺到していたこと、この製品にはSOPの他、コラーゲン、ヒアルロン酸、5種類のビタミンなどが配合されていること、及び「プラ・オーシャン」を通販カタログ6月号に掲載し、発売することが記載されている。

加えて、被請求人が特許出願に際して提出した「発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書」には、同年6月11日に、被請求人自身のインターネットウェブサイトで「プラ・オーシャン（50mL×10本）」の原材料名、及び栄養成分表示等を公表したことが記載されている。

一方、乙第5号証には、「平成20年4月吉日」、「新製品発売のお知らせ」と記載された上で、「さて、この度弊社では、新製品と致しまして、清涼飲料水「プラ・オーシャン50mL」を平成20年10月1日より販売することに相成りました。」、「尚、平成20年10月1日からの全国一斉発売とさせていただきますので、資料等のお取り扱いにはくれぐれもご留意いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。」と記載され、乙第1号証には、「平成26年8月29日」、「プラオーシャン無断掲載のお詫び」と記載された上で、「平成20年10月1日以降での一斉販売をお聞きしておきながら、連絡不備により、サイトでの掲載に至ってしまいました。」と記載されている。

そして、被請求人は、口頭審理において、甲第18号証から甲第20号証に記載された「プラ・オーシャン」と乙第1号証から乙第5号証に記載の「プラ・オーシャン」は同一のものであること、甲第18号証から甲第20号証に記載の商品説明会が、特定顧客向けのものであったか確認できなかったこと、及び商品説明会に参加していた者の全てが守秘義務を負っていたか不明であったことを述べた。

ここで、乙第1号証は、甲第1号証の公表について詫びたものであるから、乙第1号証に記載の「プラオーシャン」は、甲第1号証に記載の「プラ・オーシャン」である。そして、乙第1号証から乙第5号証に記載の「プラ・オーシャン」は、甲第18号証から甲第20号証に記載の「プラ・オーシャン」と同一であるとの被請求人の主張に加え、甲第18号証及び甲第20号証に記載の「プラ・オーシャン」の主要配合成分が、甲第1号証に記

載の「プラ・オーシャン」の含有成分と重複していることを考慮すれば、甲第18号証から甲第20号証に記載の「プラ・オーシャン」は、甲第1号証に記載の「プラ・オーシャン」と同一である。さらに、原材料名及び栄養成分表示等からみて、「発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書」に記載された「プラ・オーシャン」は、甲第1号証に記載の「プラ・オーシャン」と同一のものである。

以上によれば、被請求人は、甲第1号証に記載の「プラ・オーシャン」を平成20年4月には発売し、新製品発表会を行ったこと、新聞報道をするのが当然である記者を含む者に対し、当該「プラ・オーシャン」の主要配合成分を明らかにしたこと、同年5月には、参加していた全ての者が守秘義務を負っていたか不明であった商品説明会において、当該「プラ・オーシャン」の主要配合成分を明らかにすると共に、同商品の販売も行っていたこと、同年6月には、自身のホームページでも、当該「プラ・オーシャン」の原材料名及び栄養成分表示等を公表していたことが認められる。

そうすると、乙第1号証及び乙第5号証を根拠に、甲第1号証に開示された商品を同年10月1日から一斉販売する予定であったとする被請求人の主張は信憑性が乏しい。

さらに、乙第5号証に記載のとおり、請求人が、平成20年4月吉日に、同年10月1日からの一斉発売まで「プラ・オーシャン」の資料の取り扱いに留意するよう取引先に要請していたとしても、上記のとおり、被請求人は平成20年4月から6月にかけて、上記要請とは相容れない、むしろ同商品を宣伝する行為を繰り返していたことが認められるから、そのような同商品の宣伝行為を繰り返した後においてもなお、平成20年10月1日まで、ヴェルデジャパンを含めた取引先に対しては同商品の資料の公表は認めていなかったという請求人の主張は、合理性を欠くものである。

したがって、同年9月23日の甲第1号証の公表は、被請求人の意に反して行われたものであるから、平成23年改正前特許法第30条第2項の規定により新規性喪失の証拠にはならないとする被請求人の主張は、採用できない。

(4) まとめ

以上のとおり、本件発明2は、甲第1号証により本件特許出願前に電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明である。

2. 無効理由2について

(1) 甲各号証に記載された事項

本件特許出願前に頒布された甲第2号証には、以下の事項が記載されている。

(2-ア)

「【請求項1】

魚類の卵巣膜から抽出された成分を含むことを特徴とする抗加齢剤。

【請求項2】

請求項1記載の抗加齢剤において、前記卵巣膜から抽出された成分は、該卵巣膜をタンパク分解酵素で処理することにより抽出された成分であることを特徴とする抗加齢剤。

【請求項3】

請求項1または請求項2記載の抗加齢剤において、前記卵巣膜は、鮭の卵巣膜であることを特徴とする抗加齢剤。」（請求項1～3）

(2-イ)

「従来、魚類の卵巣膜（魚卵外皮）を予めオゾン水で処理した後、その構成タンパク質である筋原線維タンパク質を酵素分解してアミノ酸及びペプチドを抽出する方法が知られている（例えば特許文献1参照）。」（段落【0002】）

(2-ウ)

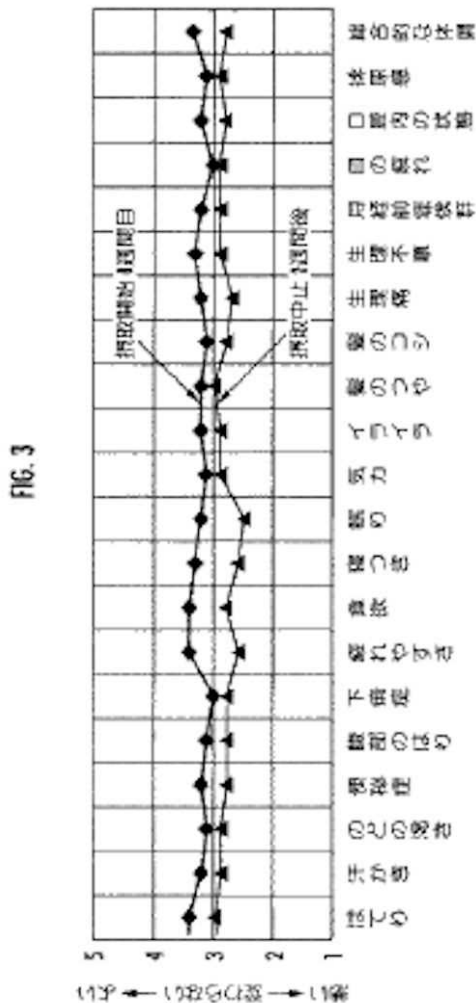
「本実施例では、まず、鮭の卵巣膜抽出成分を錠剤の形に製剤して、抗加齢剤を製造した。前記錠剤は、前記卵巣膜抽出物245mg、賦形剤（ラブリワックス（登録商標））5mgからなり、8mmの直径を備えている。」
（段落【0018】）

(2-エ)

「さらに、図3から、本実施形態の抗加齢剤を摂取開始後、8週間目の体調の方が、摂取中止から2週間後の体調よりも優れていることが明らかである。」（段落【0026】）

(2-オ)

【図3】



本件特許出願前に頒布された甲第3号証には、以下の事項が記載されている。

(3-ア)

「このように大豆イソフラボン類、特にゲニステイン(Genistein)系イソフラボン は人体にとって有益な生理的作用を有し、骨粗鬆症、ガン、循環器疾患、更年期障害等の予防に効果があるものと考えられる。」（段落【0005】）

本件特許出願前に頒布された甲第4号証には、以下の事項が記載されている。

(4-ア)

「【請求項4】

更年期障害の予防または改善、女性ホルモンバランスの改善、あるいは皮膚の老化を改善のためのプエラリアミリフィカおよび大豆イソフラボンを有効成分とする飲食品。」（請求項４）

（４－イ）

「・・・・

大豆中にもイソフラボンが含まれており、大豆イソフラボンの結合能は α 型受容体に弱く、 β 型受容体に強い（Kuiper G. G. J. M. et al., Endocrinology, 139, 4252-4263（1998））ので、更年期障害や骨粗しょう症、動脈硬化、アルツハイマー、前立腺肥大、癌（White. R. W. V. et al., Urology, 63, 259-263（2004）, Ozasa K. et al., Cancer Sci., 95, 65-71（2004））などの予防効果が期待されている。（Kurzer M. S., J. Nutr., 133, 1983S-1986S（2003））。・・・・」（段落【0004】）

本件特許出願前に頒布された甲第５号証には、以下の事項が記載されている。

（５－ア）

「【請求項７】 １）５～１０質量％のアスコルビン酸及び／又はその塩と２）０．３～３質量％の α -トコフェロールと３）ダイズイソフラボン及びその配糖体を１０～２０質量％含有することを特徴とする、更年期症状を緩和するための食品組成物。」（請求項７）

本件特許出願前に頒布された甲第６号証には、以下の事項が記載されている。

（６－ア）

「コウライニンジン（高麗人参）は元来滋養強壮等古くから抗疲労の薬効を有し、血行を促進する作用が認められていることと、特に女性の冷え性や更年期に現われる各種の不定愁訴に対しても有効であるため、女性に対しても健康飲料として最適であり、広く飲料にも用いられている。」（段落【0007】）

本件特許出願前に頒布された甲第７号証には、以下の事項が記載されている。

（７－ア）

「【請求項６】 オタネ人参の配糖体粉末、カルシウム、カフェインの混合物よりなる粒子の外側に糖衣を設けたことを特徴とするオタネ人参の果実エキスよりなる健康食品。」（請求項６）

（７－イ）

「【従来の技術】従来オタネ人参（高麗人参）は根の部分に薬効成分があるとされ、漢方生薬として使用されているが、果実は採種用以外は花蕾をつみとり、専ら根の発育向上に努めていた。」（段落【0002】）

（７－ウ）

「・・・・

この発明による製品には次のような効果がある。

・・・・

７．夜尿症・更年期障害・冷え症の治療に有効。

・・・・」（段落【0008】～【0009】）

本件特許出願前に頒布された甲第１１号証には、以下の事項が記載されている。

（１１－ア）

「更年期症状 閉経を契機に、女性ホルモンの減少によって様々な症状が起こるが、その症状は精神症状と身体症状とに大別される。精神症状としては気が散る、生活に張りが感じられないといった不定愁訴が大部分であるが、なかには心身症や神経症、更年期うつ病など精神神経科的疾患を有するものが含まれることがある。一方、身体症状はのぼせ、ほてり、いらいら、発汗、膣炎、性交障害、膀胱炎、尿道炎、皮膚萎縮、脱毛など多岐にわたる。」（第468頁右欄第30行～第469頁左欄第1行）

（２）対比

本件発明１と引用発明とを対比する。引用発明の「清涼飲料」は、本件発明１の「清涼飲料であることを特徴とする栄養補助食品」に相当する。また、引用発明の「果糖ブドウ糖液糖」及び「ガラクトオリゴ糖液糖」は、本件発明１の「液糖」に包含される。

そうすると、両者は、

「シャンピニオンエキスとクエン酸及び液糖を含む清涼飲料であることを特徴とする栄養補助食品。」

で一致し、以下の点で相違する。

＜相違点＞

相違点１．主成分が、本件発明１では「鮭の卵巣外皮を蛋白分解酵素で処理して成るペプチド」であるのに対し、引用発明では「鮭卵巣外皮加水分解物」である点。

相違点２．本件発明１は「イソフラボン及び高麗人参またはその抽出物」を含むのに対し、引用発明は含まない点。

相違点３．引用発明はさらに他の成分を含むのに対し、本件発明１は他の成分について特定されていない点。

（３）相違点についての検討

ア．相違点１及び３について

上記１．（３）ア．及びウ．で検討したとおり、相違点１及び３は実質的な相違点ではない。

イ．相違点２について

上記（２－ア）～（２－オ）の記載によれば、甲第２号証には、鮭の卵巣膜、すなわち卵巣外皮を、タンパク分解酵素で処理することにより抽出されたアミノ酸及びペプチドを摂取することにより、「イライラ」、「汗かき」、及び「ほてり」等の加齢に伴う症状が改善されることが認められる。また、甲第１１号証の（１１－ア）の記載のとおり、加齢にともない、イライラ、発汗、及びほてり等の身体的及び精神的症状が現れる状態を「更年期症状」と称することは技術常識である。

そうすると、甲第２号証に記載の抗加齢剤と同じく、「鮭の卵巣外皮を、蛋白分解酵素で処理して成るペプチド」を主成分として含む、引用発明の清涼飲料に、加齢に伴うイライラ、発汗、及びほてり等の更年期症状に対する抑制効果があることは、当業者が自然に認識し得ることである。

一方、上記（１）に示した甲第３号証から甲第７号証の記載からみて、イソフラボンまたは高麗人参は、更年期症状を改善するための食品組成物に含有される成分として周知である。また、栄養補助食品に複数の有効成分を添加することも技術常識である。

以上によれば、引用発明が有する更年期症状抑制効果を高めるために、引用発明の清涼飲料にイソフラボン及び高麗人参をさらに添加することは、当業者が容易に想到し得ることである。

ウ．本件発明１の効果について

本件明細書には、「鮭卵巣外皮由来ペプチド」、「イソフラボン含有大豆抽出エキス」及び「高麗人参エキスパウダー」を含む処方Ａ、「鮭卵巣外皮由来ペプチド」を含む処方Ｂ、または「イソフラボン含有大豆抽出エキス」及び「高麗人参エキスパウダー」を含む処方Ｃを摂取した被験者群のクーパーマン指数の変化率が、それぞれ－８．６、－５．０、及び－５．２であったことが記載され（段落【００２５】～【００２８】）、この結果から、「鮭卵巣外皮由来ペプチド」と、「イソフラボン及び高麗人参」を含有

させることにより、より更年期障害抑制効果が大きいことが分かったと記載されている（段落【００２９】）。

上記クッパーマン指数の変化率を比較すると、「鮭卵巣外皮由来ペプチド」、「イソフラボン含有大豆抽出エキス」及び「高麗人参エキスパウダー」の３つの成分を組み合わせた処方Ａの変化率は、処方Ｂ、Ｃ単独の変化率よりは大きい、処方Ｂ、Ｃの変化率を足し合わせたものには及ばないから、３つの成分を組み合わせた効果は、相加的な効果にも満たないといえる。

そして、上記イ．で検討したとおり、それら３つの成分はいずれも更年期症状の抑制効果を目的とする食品組成物に含有させる成分として周知であったから、本件発明１が、甲第１号証及び甲第２号証の記載並びに周知技術から、当業者が予測できない格別の効果を奏するとは認められない。

エ．被請求人の主張について

被請求人は、本件発明１は、「鮭の卵巣外皮を蛋白分解酵素で処理して成るペプチド」と「イソフラボン及び高麗人参またはその抽出物」により、更年期障害の抑制効果を高めるとともに、これらの成分による飲みにくさを「シャンピニオンエキスとクエン酸及び液糖」により解消し、清涼飲料としておいしく摂取しやすくすることで、連続かつ長期間の飲用が容易に可能になり、更年期障害の抑制効果をより高めたことを主張する。

しかしながら、更年期障害の抑制効果については、上記ウ．で検討したとおりであるし、清涼飲料にクエン酸の酸味と液糖の甘味を加えると、他の成分に起因する不快な味がマスクされ、おいしく摂取しやすくなることは技術常識であるから、それにより連続かつ長期間の飲用が可能になり、更年期障害の抑制効果が高まることも、当業者の予測を超える格別の効果であるとはいえない。

したがって、被請求人の主張は理由がない。

（４）まとめ

以上のとおり、本件発明１は、甲第１号証により電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明並びに甲第２号証の記載及び周知技術に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

第６ 　むすび

以上のとおり、本件請求項２に係る発明は、特許法第２９条第１項第３号に該当し、本件請求項１に係る発明は、同法第２９条第２項の規定に違反しているから、本件請求項１及び請求項２に係る発明についての特許は、同法第１２３条第１項第２号に該当し、無効とすべきものである。

審判に関する費用については、特許法第１６９条２項の規定で準用する民事訴訟法第６１条の規定により、被請求人が負担すべきものとする。

よって、結論のとおり審決する。

平成２７年　４月１４日

審判長	特許庁審判官	今村　玲英子
	特許庁審判官	小堀　麻子
	特許庁審判官	郡山　順

（行政事件訴訟法第４６条に基づく教示）

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から３０日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、この審決に係る相手方当事者を被告として、提起することができます。

〔審決分類〕 P 1 1 1 3. 1 1 3－Z A A (A 6 1 K)
1 2 1

審判長	特許庁審判官	今村 玲英子	8517
	特許庁審判官	郡山 順	8502
	特許庁審判官	小堀 麻子	2938